

○ 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前					
<u>(事業実施主体等)</u>					<u>(事業実施主体)</u>					
第4 本事業における事業実施主体及び取組主体は、農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定める要件を満たす者とする。					第4 事業実施主体は、農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定める要件を満たす者とする。					
<u>(事業の内容等)</u>					<u>(事業の内容等)</u>					
第5 (略)					第5 (略)					
2 本事業の成果目標及び採択基準については、農産局長等が別に定めるところによる。					(新設)					
別表（第5、第6、第7、第8及び第16関係）					別表（第5、第6、第7、第8及び第16関係）					
区 分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更		区 分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更
				経費の配分の変更	事業内容の変更					経費の配分の変更
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1 ~ 3 (略) 4 事業実施主体における1の区分の欄の1の <u>(1)</u> 、 <u>(2)</u> 及	1 (略)	(略)	(略)	(略)	1 ~ 3 (略) 4 事業実施主体における1の区分の欄の1の <u>(1)</u> から <u>(6)</u> ま

					び(4)から(6)までに掲げる事業ごとの30%を超える国庫補助金の減				でに掲げる事業ごとの30%を超える国庫補助金の減
2 (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>3 家畜排せつ物</u>	<u>1 事業費</u>	<u>1 / 2 以内</u>	<u>地方農政局長等</u>		<u>1 事業実施主体又は取組主体の変更</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>処理施設</u>	<u>本要綱に基づき</u>				<u>2 事業実施主体における補助事業の中止又は廃止</u>				
<u>構造転換支援事業</u>	<u>行う事業に要する経費</u>				<u>3 事業実施主体における成果目標の変更</u>				
	<u>2 附帯事務費</u>	<u>1 / 2 以内</u>	<u>地方農政局長等</u>						
	<u>事業の推進に必要な事務及び指導監督並びに調査検</u>								

<u>討を行う のに要す る経費</u>				<u>4 事業 実施主体 における 国庫補助 金の増 5 事業 実施主体 における 30%を超 える国庫 補助金の 減</u>				
------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--

別記様式第1号 (第9関係)

(略)

(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4) 並びに3の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。

2 (略)

別記様式第1号 (第9関係)

(略)

(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。

2 (略)

<p>別記様式第3号 (第15関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)並びに<u>3</u>の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>別記様式第3号 (第15関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~4 (略)</p>
<p>別記様式第4号 (第17関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)並びに<u>3</u>の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~7 (略)</p>	<p>別記様式第4号 (第17関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~7 (略)</p>

<p>別記様式第5号 (第18関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)、(4) <u>並びに3</u>の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別記様式第5号 (第18関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別記様式第6号 (第19関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4) <u>並びに3</u>の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別記様式第6号 (第19関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

<p>別記様式第7号 (第20第1項関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)並びに<u>3</u>の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~5 (略)</p>	<p>別記様式第7号 (第20第1項関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~5 (略)</p>
<p>別記様式第8号 (第20第2項関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)並びに<u>3</u>の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~6 (略)</p>	<p>別記様式第8号 (第20第2項関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。ただし、別表の区分の欄に掲げる1の(1)から(3)までの事業について同一の補助事業者が申請する場合にあっては、まとめて申請できるものとする。</p> <p>2~6 (略)</p>

<p>別記様式第9号 (第20第4項関係) (略) (注) 別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4) <u>並びに3</u>の事業にあっては、(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。</p>	<p>別記様式第9号 (第20第4項関係) (略) (注) 別表の区分の欄に掲げる2の(2)、(3)及び(4)の事業にあっては、(※1)、別表の区分の欄に掲げる1及び2の(1)の事業にあっては(※2)の申請者とする。</p>
<p>別記様式第11号 (<u>第28関係</u>) (略)</p>	<p>別記様式第11号 (<u>第30関係</u>) (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。